

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免についてQ&A

| 番号 | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | 申請はどのようにすればいいですか？                                       | 郵送または窓口へ申請用紙と添付書類をご提出ください。新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送による申請にご協力ください。                               |
| 2  | 家族被保険者でも全建愛知の組合員の場合は対象となりますか？                           | 中建国保の組合員のみが判定の対象です。家族被保険者のコロナ感染や所得の減少は判定の対象とはなりません。   |
| 3  | 保険料減免に該当しそうです。納付しなくてもいいですか？                             | 保険料は一旦納めていただきます。引き落としが停止されるわけではありません。対象月の入金確認後、清算してからの還付となります。                              |
| 4  | 組合費・支部費も減免の対象ですか？                                       | 全建愛知の組合費・支部費は減免期間中も発生します。中建国保の健康保険料・後期高齢者支援金分保険料・介護保険料が対象です。                                |
| 5  | 還付先はどこになりますか？   | 個人の労金口座への返金となります。個人が対象となりますので事業所への返金はお受けできません。労金口座以外の指定口座への返金を希望される方はご相談ください。               |
| 6  | 就労形態・就労先が変わったことによる収入の減少は保険料の減免の対象にはなりませんとどういうことですか？     | 令和元年度と2年度の就労状況が同条件の方に限ります。就労先が変わった方や事業主から従業員へ、従業員から事業主へ変わった方等は対象外となります。令和元年度が建設業以外の方も対象外です。 |
| 7  | 保険料が減免となった場合、納付済みの保険料はいつ戻ってきますか？                        | 申請件数が未知数ですので、現状ご回答できません。支給が決定次第早急に対応していきますのでご了承ください。  |
| 8  | いくら減免されるのですか？   | 減免の対象期間分として引き落としとなった保険料が返金となります。対象期間であれば、後日、家族追加や喪失の遡及して手続きした分も対象となります。                     |
| 9  | 申請時期はいつまでですか？   | 中建国保への提出期限がありますので、令和2年12月15日までに全建愛知に提出願います。申請期限を過ぎますと一切受付されませんのでご注意ください。                    |
| 10 | 保険料減免算定に使用する今年の収入対象月は4月～6月だけなのですか？                      | その通りです。今年度の他の月が収入が減少して条件を満たしていても、減免対象とはなりません。   |
| 11 | 新型コロナウイルス感染による重篤な傷病とは何ですか？                              | 1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、感染症の症状が著しく重い場合です。  |
| 12 | 新型コロナとは全く関係ありませんが収入が減少しています。減免申請して良いですか？                | 直接的、間接的に新型コロナ感染症の影響を受けた場合が対象です。明らかに新型コロナとは関係ない（懲戒解雇や昨年中の離転職等による）収入減少の場合は保険料減免対象外です。         |
| 13 | 確定申告していません。どうしたら良いですか？                                  | 今年はコロナウイルスの影響で、税務署でも柔軟に確定申告を（延長して）受け付けているようです。まずは確定申告してください。                                |
| 14 | 市町村国保の様に毎月の保険料額の2/4とか3/4が減免されるのですか？また、減免期間は何ヶ月ですか？      | 月単位で保険料の全額が減免となります。最長で6ヵ月です。  |
| 15 | 事業主です。今年4月の収入がありません。確認書類を添付できませんがどうしたらよいですか？            | その月は収入が無いということの自己申告で申請してください。（別添2 収入状況申告書の令和2年収入額欄へ0と記入してください。）                             |
| 16 | 国から給付金（持続化給付金、特別定額給付金）を受給しました。これは今年の事業収入等に入りますか？        | 保険料減免申請の算定対象外です。  |
| 17 | 結果的に今年の収入が30%以上減少しなかった場合は保険料の減免が遡って取り消されるのですか？          | 明らかに虚偽の申請をしていた場合や、収入の急増等があったことを確認したときには減免を取り消すこともあり得ます。                                     |
| 18 | 今後収入が減ったら保険料が毎年減免されるのですか？                               | 今回の保険料減免は新型コロナウイルスの感染拡大による特例的な保険料の減免措置であり、国の通知に基づき令和2年度限定的に実施するものです。毎年実施するものではありません。        |
| 19 | 事業所として売り上げが昨年度より30%以上減少しそうですが減免の対象になりますか？               | いいえ、法人事業所としての売上減少自体は保険料減免の要件にはなりません。※経済産業省「持続化給付金」とは要件が異なります。                               |
| 20 | 保険料月額、いつの保険料を記入すればいいですか？                                | 4～6月分の各月の健康保険料を記入してください。月額の変更（家族追加や喪失など）があった場合もそれぞれ記入してください。                                |
| 21 | 新型コロナ感染症に罹り、軽症者向け宿泊施設に入る予定ですが、保険料の減免対象になりますか？           | 軽症の場合は対象になりません。軽症から重篤な症状に移行した場合は6ヶ月間の減免対象となりますので申請可能です。                                     |
| 22 | 「収入状況申請書」（別添2）の※「保険料、損害賠償金がある場合は・・・」とありますが保険料とは何を指しますか？ | 生命保険等の保険金のことを指します。保険金や損害賠償金は収入減少率の計算から除きます。   |